

資格確認書 申請不要に

マイナ保険証代用 最長5年有効

来年秋の健康保険証の廃止をめぐり、政府が新たに打ち出す対策案の内容がわかった。マイナンバーカードの「マイナ保

険証」を持たない人には申請がなくても全員に資格確認書を交付し、その有効期間も最長5年に延長する。岸田文雄首相が

4日に記者会見して国民の不安解消を図り、当面は廃止方針を維持する考えを示す方向だ。対策案では、保険証の

廃止によって保険診療が受けられなくなる事態を避けるため、資格確認書の運用を大幅に見直す。資格確認書は原則、本人の申請に基づいて交付され、有効期間も「1年を限度」にするとされてきた。ただ、これでは申請漏れなどが生じるとして、マイナ保険証のない人には、各保険者が本人の申請がなくても「プッシュ型」で交付するよう

に改める。有効期間も「5年以内」とし、この範囲内で各保険者が決める仕組みにする。現行の保険証と同様の扱いにするのが狙いで、保険証の有効期限が1、2年の国民健康保険などでは、今と同期間になる見通し。

このほか、現行ではいったんマイナ保険証の利用登録をした後は解除できないルールも改め、希望者には解除を認めて資格確認書を選べるようにする案も検討している。

岸田首相は3日、視察先の群馬県で、翌4日にマイナンバー総点検の実施状況や対応方針について報告を受けるとした上、「デジタル化に向けた決意と、前提となるマイナンバーカードに対する国民の信頼回復のための対策について、明日の夕刻会見を開き、私から説明をしたい」と述べた。